

第9期印西市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画



計画策定の趣旨・方針

印西市は、介護保険制度を将来にわたり維持しつつも、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域特性に応じた「地域包括ケアシステム」構築を図ってまいりました。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するものです。高齢者福祉だけでなく、地域共生社会として複合的に福祉分野全体で共有するべきものとしてとらえ、重層的な支援の仕組みづくりを推進することが重要となっております。

今回の計画策定にあたり、これまでの取り組みを着実に進めるとともに、国の制度や社会情勢、本市の人口構成の変化を踏まえながら、現役世代が急減する令和22(2040)年も見据え、分野横断的、長期的視野をもって、本市の高齢者施策を総合的に推進していくことが求められていると考えています。

印西市では、第8期計画まで取り組んできた施策を、中長期的な視野で引き続き維持・推進しながら、印西市の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図る「第9期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

出典：内閣府令和5年版高齢社会白書、厚労省第9期基本指針

計画の期間

本計画は、国の基本指針に沿って、令和6（2024）年度を初年度とし、令和8（2026）年度を目標年度とする3か年の計画です。

▼ 計画期間

令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
第8期計画			第9期計画			第10期計画		
		見直し			見直し			見直し
令和22(2040)年、その先を見据えた中長期的な取組								

基本理念

いきいき あんしん 生涯輝くまち 印西

本計画では、住み慣れた地域で「いきいき」と「あんしん」し、「生涯が輝く」自分らしい人生を過ごすことのできるまちの実現を目指し、今後も求められる取り組みの方向性や、本計画で目指す地域包括ケアシステムの深化・推進を中長期で目指していく計画とします。

基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定し、施策を展開します。

基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援など、各サービスの充実に向けた連携・支援を行うとともに、地域の多様な主体が有機的に連携し、切れ目のない支援を実現できるよう、千葉県医療計画・印旛保健医療圏域で定めている保健・医療・福祉の連携確保にも沿いながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。また、いきいきとした生活が続けられるよう、認知症施策などを進め、介護予防につながる取り組みを継続し、市民一人ひとりの様々な社会参加を促していきます。

基本目標 2 高齢者が健康で生きがいを持って活躍する社会の実現

高齢化が一層進む中、いつまでも健康で自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況に応じた健康づくりの取り組みの充実を図ります。また、支えられるだけでなく、支え手にもなりながら、積極的に社会参加できる機会づくりにも努めます。

そして、介護者の高齢化が進む中、介護者への支援に取り組むとともに、共に見守り支え合いながら、誰もが地域で生きがいをもって活躍できるまちを目指します。

基本目標 3 持続可能な介護サービスの確保

介護が必要となっても、誰もが必要な介護サービスを受けながら、安心して身近な地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの確保に努めます。また、持続的に介護保険サービスが提供できるよう、事業者、関係機関等と連携し、介護保険事業の適正な運営に努めるとともに、介護人材の確保と技能向上に向けて、一層の支援に努めます。

印西市の状況

▼ 高齢者人口の推計

中長期では、総人口は増加しながら、高齢化率は上昇すると予想しています。

	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和12 (2030)	令和22 (2040)
総人口(人)	111,021	113,040	115,049	117,051	120,860	129,424
高齢者人口(人)	26,548	27,324	28,033	28,682	30,360	34,890
前期高齢者 (65～74歳)	14,788	14,591	14,434	14,368	13,723	14,893
後期高齢者 (75歳以上)	11,760	12,733	13,599	14,314	16,637	19,997
高齢化率	23.9%	24.2%	24.4%	24.5%	25.1%	27.0%

資料：住民基本台帳人口※1を参考

※1 人口推計は、平成30年度～令和5年度の住民基本台帳人口を用いて、令和5年度を起点に試算した第9期将来推計用の推計人口を採用。当該推計ではコーホート変化率法※2を使用し、令和12年度以降はコーホート要因法※3を使用しています。

※2 コーホート変化率法：各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計するものです。

※3 コーホート要因法：各コーホートについて、死亡、出生、及び人口移動などを計算して将来の人口を求めるものです。

▼ 要支援・要介護認定者数の推計

将来の要支援・要介護認定者数の推計にあたっては、要介護度別、性別、年齢別出現率の実績及び伸びを勘案し、人口推計をもとにしながら推計しました。

区分	実績 (見込み)	推計				
		本計画期間				令和12 (2030)
		令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	
第1号被保険者数(人)	26,548	27,321	28,021	28,661	30,360	34,890
認定者数(人) (第1号被保険者)	3,361	3,505	3,636	3,767	4,349	6,406
要支援1	445	468	485	504	600	848
要支援2	429	466	487	504	583	830
要介護1	744	772	804	842	990	1447
要介護2	563	575	594	614	704	1054
要介護3	483	504	522	536	611	918
要介護4	418	447	461	475	532	825
要介護5	279	273	283	292	329	484
第1号被保険者認定率	12.7%	12.8%	13.0%	13.1%	14.3%	18.4%
認定者数全体(人) (1号+2号認定者)	3,463	3,609	3,741	3,875	4,464	6,525

資料：厚労省 地域包括ケア「見える化」システムにより推計

施策の体系図

本計画の施策体系については、以下のとおりです。

基本目標	施策の方向	施策・事業名
基本目標1 地域包括ケア システムの深 化・推進	1-1 介護予防の充実	①介護予防教室
		②いんざい健康ちょきん運動
		③介護支援ボランティア
	1-2 切れ目ない在宅医療と 介護の提供体制の構築	①医療・社会資源の把握
		②在宅医療・介護連携、認知症対策推進会議
		③地域住民への普及啓発
		④医療・介護関係者の連携推進
		⑤地域ケア会議の推進
	1-3 認知症施策の推進	①認知症ケアパスの作成
		②認知症カフェ
		③認知症サポーター養成
		④初期集中支援チームの設置
		⑤認知症周知啓発事業
		⑥成年後見制度の利用支援及び促進
	1-4 生活支援サービスの充実	①介護予防・日常生活支援総合事業の展開
		②生活支援サービスの体制整備・充実
	1-5 高齢者にふさわしい 住まい環境の充実	①高齢者向け住宅整備状況の周知
		②バリアフリー化の推進
基本目標2 高齢者が健 康で生きがい を持って活躍 する社会の実 現	2-1 健康づくりの推進	①健康教育、健康づくりの普及・啓発
		②健康相談・訪問指導
		③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
		④糖尿病性腎症重症化予防事業
		⑤各種健(検)診と保健指導の実施
	2-2 生きがいづくりと 社会参加の推進	①学習機会の提供
		②生涯スポーツの充実
		③就労機会の提供
		④高齢者クラブの支援
		⑤交流活動の充実
	2-3 高齢者と家族を支える 福祉サービスの充実	①緊急通報装置設置等サービス
		②紙おむつ給付サービス
		③配食サービス
		④福祉カー貸付
		⑤外出支援サービス
		⑥福祉タクシー
		⑦低所得利用者負担軽減対策事業
	2-4 安心・安全なまちづくり	(1)福祉のまちづくりの推進
		(2)災害時等における支援体制の充実
		①避難行動要支援者避難支援
		②救急医療情報キット配布事業
		③緊急情報等の提供に関する高齢者等地域見守り支援
		④民生委員による見守り活動
		⑤SOSネットワーク
		⑥高齢者虐待防止ネットワークと高齢者虐待への対応
		(3)災害・感染症(予防)対策の推進
		(4)ボランティア活動の推進

基本目標	施策の方向	施策・事業名
基本目標3 持続可能な 介護サービスの 確保	3-1 在宅サービスの充実	(1)訪問介護
		(2)訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
		(3)訪問看護・介護予防訪問看護
		(4)訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
		(5)居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
		(6)通所介護
		(7)通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)
		(8)短期入所生活介護(特養等)・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
		(9)短期入所療養介護(老健)・介護予防短期入所療養介護
		(10)短期入所療養介護(病院等)・介護予防短期入所療養介護
		(11)福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
		(12)特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費
		(13)住宅改修
		(14)特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
	3-2 地域密着型サービスの充実	(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		(2)夜間対応型訪問介護
		(3)認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
		(4)小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
		(5)認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
		(6)地域密着型特定施設入居者生活介護
		(7)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
		(8)看護小規模多機能型居宅介護
		(9)地域密着型通所介護
	3-3 施設サービスの充実	(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
		(2)介護老人保健施設
		(3)介護療養型医療施設
		(4)介護医療院
	3-4 居宅介護支援、 介護予防支援の充実	(1)居宅介護支援、介護予防支援
	3-5 地域支援事業の充実	
	3-6 給付費と保険料の推計	(1)介護保険料の算定方法と流れ
		(2)介護給付等に係る事業費と地域支援事業費の財源構成
		(3)所得段階別被保険者数の推計(第1号被保険者)
		(4)介護サービス給付費
		(5)介護予防サービス給付費
		(6)標準給付費の推計と地域支援事業費の推計
		(7)保険給付費等の見込み
		(8)第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

基本目標	施策の方向	施策・事業名
基本目標3 持続可能な介護サービスの確保	3-7 介護保険事業の適正な運営 (介護給付適正化計画)	①要介護認定の適正化
		②ケアプランの点検
		③住宅改修・福祉用具の点検
		④医療情報との突合・縦覧点検
		⑤介護給付費の通知
	3-8 人材確保と人材育成への支援	(1)助成事業の充実
		(2)就業につなげる場の提供
		(3)介護人材の定着支援

第9期計画の重点施策

以下のとおり3つの重点施策を定めます。

重点施策

1 いんざい健康ちょきん運動の参加者増加

介護予防と認知症予防施策、社会参加の推進として、いんざい健康ちょきん運動への参加者増加を中長期での目標とします。

市民一人ひとりが自発的な健康づくりに取り組み、いきいきとした生活が続けられるように支援していきます。

また、地域づくりとして、見守りや生活支援等の地域の支え合い活動に発展できるよう後方支援していきます。

重点施策

2 認知症に対する理解と支援の深化

認知症の人もそうでない人もお互いに支え合い、誰もが住み慣れた場所で自分らしく生きられる「共生社会」を目指し、認知症に対する正しい理解とあたたかい見守りや支援を広げていくため、認知症サポーター養成講座受講者の増加や周知啓発を重点施策として取り組んでいきます。

重点施策

3 就労による社会参加と生きがいのづくりの継続

印西市高齢者就労支援センターを令和5年10月にリニューアルし、就労に役立つ技能系の習得講座や生きがいのづくりの教養・文化の講座を多数開催します。

また、就労に関する相談や情報収集・提供を行い、高齢者の社会参加の促進と生きがいのづくりの支援を行っていきます。

印西市の介護保険料(所得段階別)

本計画期間における所得段階別の介護保険料は、次のとおりとなります。

■所得段階別の保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額)
1	生活保護受給者、住民税非課税世帯であり、かつ、老齢福祉年金受給者、又は住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	基準額× 0.285	16,410円
2	住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超え120万円以下の人	基準額× 0.485	27,930円
3	住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額120万円を超える人	基準額× 0.685	39,450円
4	住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円以下の人	基準額× 0.90	51,840円
5	住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超える人	<基準額>	57,600円 (4,800円)
6	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額120万円未満の人	基準額× 1.20	69,120円
7	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.30	74,880円
8	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.50	86,400円
9	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額320万円以上400万円未満の人	基準額× 1.70	97,920円
10	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額400万円以上600万円未満の人	基準額× 1.80	103,680円
11	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額600万円以上700万円未満の人	基準額× 1.90	109,440円
12	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額700万円以上800万円未満の人	基準額× 2.00	115,200円
13	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額800万円以上900万円未満の人	基準額× 2.10	120,960円
14	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額900万円以上1,000万円未満の人	基準額× 2.30	132,480円
15	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合計所得金額が年額1,000万円以上の人	基準額× 2.40	138,240円

* 「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。

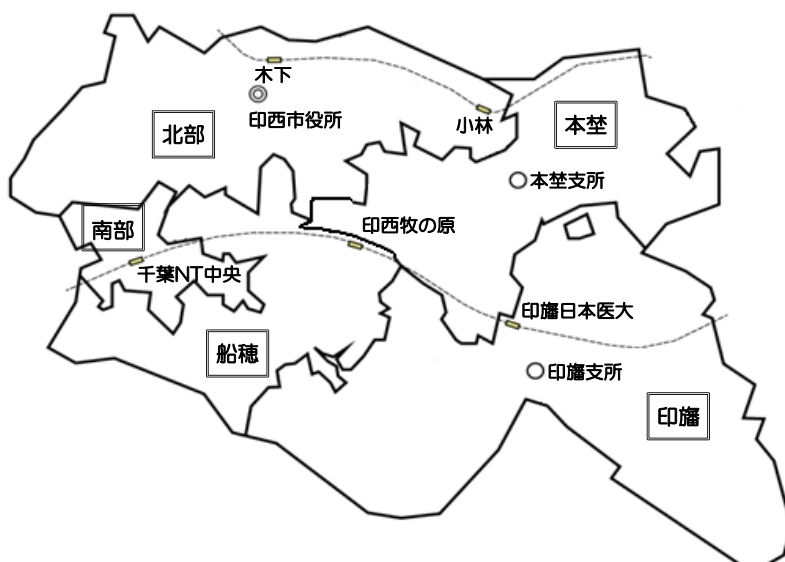
* 保険料は端数の調整を行っています。

* 第1段階から第3段階の方は負担軽減が図られています。

印西市の日常生活圏域

本市では、地域で暮らしている高齢者やそのご家族が、安心して暮らすことができるように、市を5つの日常生活圏域に分け、地域包括支援センターを設置しています。

▼ 圏域と担当地区



圏域名	担当包括支援センター	担当地区
北部圏域	印西北部 地域包括支援センター	木下・木下南・竹袋・別所・宗甫・木下東・平岡・小林・ 小林北・小林浅間・小林大門下・大森・鹿黒・鹿黒南・亀成・ 発作・相嶋・浅間前・浦部・浦部村新田・白幡・浦幡新田・ 高西新田・小倉・和泉・牧の台
南部圏域	印西南部 地域包括支援センター	小倉台・大塚・牧の木戸・木刈・武西学園台・戸神台・ 中央北・中央南・内野・原山・高花
船穂圏域	船穂 地域包括支援センター	草深・東の原・西の原・原・泉・松崎・松崎台・結縁寺・ 多々羅田・武西・戸神・船尾・泉野
印旛圏域	印旛 地域包括支援センター	瀬戸・山田・平賀・平賀学園台・吉高・萩原・松虫・岩戸・ 師戸・鎌苅・大廻・造谷・つくりや台・吉田・美瀬・舞姫・若萩
本埜圏域	本埜 地域包括支援センター	中根・荒野・角田・竜腹寺・惣深新田飛地・滝・物木・笠神・ 行徳・川向・下曽根・中・萩埜・桜野・押付・佐野屋・和泉屋・ 甚兵衛・立埜原・松木・中田切・下井・長門屋・酒直ト杭・ 安食ト杭・将監・本埜小林・滝野・みどり台・牧の原

第9期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

発 行：印西市

編 集：印西市 福祉部 高齢者福祉課

所在地：〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

TEL：0476-42-5111（代） FAX：0476-40-3881

発行年月：令和6（2024）年3月